

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省 老健局 振興課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

計 5 1 4 枚（本紙を除く）

Vol. 5 3 4

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3987)

FAX : 03-3503-7894

老推発0331第1号  
老高発0331第2号  
老振発0331第1号  
老老発0331第3号  
平成28年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

（ 公 印 省 略 ）  
高 齡 者 支 援 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
振 興 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
老 人 保 健 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

平成28年4月1日から、地域密着型通所介護が施行（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）される。

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第139号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第130号）」、「厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第131号）」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第132号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用

型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第135号)」、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第134号)」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第133号)」、「厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第136号)」、「厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第137号)」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第138号)」及び「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第129号)」が公布され、平成28年4月1日から施行される。

この改正に伴う通知の改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、この通知及び「地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」等の一部改正について(平成28年3月16日老推発0316第1号、老高発0316第1号、老振発0316第1号、老老発0316第1号)」の記に掲げるもの以外の関係通知における地域密着型通所介護の取扱いは、従前の小規模な通所介護と同様である。

## 記

- 1 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)の一部改正  
別紙2のとおり改正する。

- 3 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成27年3月27日老振発0327第2号)の一部改正  
別紙3のとおり改正する。
- 4 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について(平成27年3月25日老老発0325第1号)の一部改正  
別紙4のとおり改正する。
- 5 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)の一部改正  
別紙5のとおり改正する。
- 6 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)の一部改正  
別紙6のとおり改正する。
- 7 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発0329第1号)の一部改正  
別紙7のとおり改正する。
- 8 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)の一部改正  
別紙8のとおり改正する。
- 9 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号)の一部改正  
別紙9のとおり改正する。